

第107回 関西広域連合委員会

日時：令和元年7月25日（木）

場所：大阪府立国際会議場

10階 1009会議室

開会 11時25分

○井戸広域連合長 15分も遅れてしまい恐縮です。

お待たせしました。第107回の関西広域連合委員会を開催させていただきます。

早速ですが、会議に先立ちまして、西脇委員からご発言があります。

○西脇委員 どうもありがとうございます。連合長のお許しをいただきまして、7月18日に発生いたしました京都アニメーションの火災につきまして、一言発言をさせていただきます。

今回の火災では、34名の方が亡くなられ、34名の方が重軽傷を負われております。

（令和元年7月25日時点）改めてお亡くなりになりました方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷された皆様の一日も早い回復も合わせて心からお祈りを申し上げます。

この間、関西はもちろんでございますけれども、国内外から、犠牲者や企業に対しまして、献花や哀悼の意をお示しいただいております。寄せられましたお気持ちに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

株式会社京都アニメーションは、コンテンツ産業を支えていただいている企業でございます。しかも地域を題材にしているということで、地域を愛し、地域振興にも貢献いただいております。なおかつ、非常に従業員を大切にされている会社でございます。

京都府といたしましても、被害者、またその家族の支援、心のケアを含めて、万全の対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○井戸広域連合長　　大変な事件でした。京都アニメーションは、地域の企業でもあり、かつ、この分野で日本を代表する企業でもあります。これから、今回の事件を乗り越えていかれることを心から期待しております。

○鈴木副委員　　京都市からも一言よろしいでしょうか。

○井戸広域連合長　　鈴木さんどうぞ。

○鈴木副委員　　恐れ入ります。お許しいただきまして、京都市からも一言申し述べさせていただきます。

京都市からも、尊い命を失われました方々、ご家族の皆様にご心から哀悼の意を表し、負傷された皆様のご回復をお祈り申し上げます。

当日以降の対応ですけれども、消防車両が最大55台、現場に駆けつけまして、消防団など地域の皆様とともに、全力で消火、救助活動を行ったところでございます。翌日には緊急検証の対策チームを立ち上げまして、京都府警察と連携をいたしまして、原因究明と検証、あるいは、市内の防火対象物に対します消火避難訓練の徹底に加えて、周辺住民のケアを行うこととしてございます。また、23日からは保健師による戸別訪問を開始したところでございまして、ガソリン販売時の安全対策につきましては、本日から販売時の本人確認等の措置をとってございます。

改めて国内外から寄せていただいたお気持ちに感謝を申し上げるとともに、今後とも地元の基礎自治体として、京都府さんとも協力しながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○井戸広域連合長　　それに関連して、今日のニュースにも出ていましたけれども、ガソリンの販売に当たっては、用途とか、購入者がどういう人なのかということの確認は、義務づけられてないのですか。ガソリンスタンド自身が自主的に対応するのはともかくとして、法律的な義務がないという問題もあるようですので、できるだけ早く問題点を整理して、広域連合からも国に対して必要な措置をとるよう要請するよう

にすればどうかと思います。今日の時点では間に合っていないかもしれませんが、皆さんにもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○仁坂副広域連合長　大賛成です。個人的なことを言いますと、今、レギュレーションで、ものすごく厳しいところと、全く何もしてないところあるんですね。例えば、皆さんご存じないと思いますが、酢酸エチルという薬品があります。これは昆虫を殺すために使っているんですけど、ものすごい規制があつて、簡単には買えないんです。しかし、ガソリンのほうがもっと危ないですよ。

それから、その関係で言うと、先の尖ったナイフ、何であんなものが要るんだっていうのがたくさんあるでしょう。お寿司屋さんなんかは使ったらいいと思いますけど、それはちゃんと届け出をして、それでちゃんとやればいい。勝手に先の尖ったナイフをいっぱい集めて、収集してるケースなんてあつて、警察庁にちょっと言いに行ったこともあるんですけど、全くだめだし、それから、条例だとあかんのですよね。要するに、国に法律の先占権があるからなかなかできなくて、青少年のところだけ我々ちょっとそういうことやっているんですけど、そういうのも国全体としてもうちちょっと考えてもらったほうがいいんじゃないかという感じがいたします。

○井戸広域連合長　ご意見として伺っておきます。できるだけ早く、今回の事件に関連する項目の要請をしたいと思つている中、そこまで広げると申し出が遅くなりますので。ご意見については同感ですので、その後の対応をどうするかはまた検討させていただきます。

それでは、協議事項の予算・決算につきましてご説明をさせていただきます。

○事務局　それでは、資料1の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、平成30年度決算の概要についてご説明いたします。

上段の左から、歳入決算額は23億6,197万7千余円、歳出決算額は23億1,027万4千余円で、歳入歳出差引額は5,170万3千余円です。このうち資格試験免許事業に係る剰余

金は973万3千余円で、これは、このたびの令和元年8月補正予算で資格試験免許等基金に繰り出します。残りの剰余金は4,196万9千余円で、これは8月補正予算において、下の表に記載の内訳により、構成団体負担金を減額いたします。

表の中で、事業費欄中、黒三角が生じている医療（ドクヘリ分）につきましては、ドクターヘリの運航実績、それから、研修につきましては、参加実績がふえたことに伴うものです。

決算につきましては、7月30日に監査委員会の審査に付する予定です。また、8月22日の広域連合議会全員協議会を経て、8月29日の広域連合議会に議案として提出いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

令和元年度8月補正予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ4,348万7,000円を追加し、予算総額を24億2,923万2,000円といたします。

このたびの補正予算は、歳出では、平成30年度の決算剰余金の2分の1を財政調整基金に繰り出すほか、広域医療費において、1点目が、ドクターヘリ事業に係る国庫補助金の返還に伴うもの。また、2点目といたしまして、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、今年度から国庫補助金の対象となりました日本航空医療学会ドクターヘリレジストリーの症例登録を行うものです。さらに、資格試験免許事業に係る剰余金を資格試験等基金へ繰り出すものです。

4ページをお願いいたします。

歳入では、令和元年度の分担金等から平成30年度の決算剰余金を減額するほか、歳出増に伴う所要額を計上いたします。

この件につきましても、決算同様、広域連合議会全員協議会を経て、8月の広域連合議会に議案を提出いたします。

説明は以上です。

○井戸広域連合長 特にご質問等はよろしいでしょうか。

決算剰余金をどう扱うのかということはあるのですが、分担金の調整をしたほうがいいのではないかとということと、8月に補正予算を出すものですから、後でもう一度、分担金補正しなきゃならないかもしれませんが、最終補正まで待たないで、あえて8月の予算で補正させていただこうとするものです。ご承知おきください。

それでは、これで8月議会に提出させていただくようにしたいと思います。

続きまして、帰宅困難者対策ガイドラインの策定につきまして、事務局から説明させていただきます。

○事務局 資料2をごらんください。「関西広域帰宅困難者対策ガイドラインの策定について」でございます。

当ガイドラインは、大規模地震等により公共交通機関が運行を停止した場合に、都心部での混乱を抑制するとともに、外出被災者の安全確保を図るため、広域連合、構成団体のほか、鉄道事業者などの関係機関など、官民が連携して取り組む帰宅困難者対策の総合的な方針を示すものであります。

その概要ですけれども、2の(1)にありますように、帰宅困難者等の範囲でございます。

当ガイドラインが対象とする「帰宅困難者等」とは、大規模災害発生時に外出している者をいうということで、協議の帰宅困難者に加えまして、発災直後から帰宅を始められる近距離徒歩帰宅者、あるいは通勤・通学途上の者、あるいは観光客なども含めて対策を講じようとしております。

想定災害につきましては、(2)ですが、南海トラフ地震を初めとする大規模広域災害を想定しますが、昨年のおおさか北部地震のように、公共交通機関が運行を停止して、多くの滞留者が発生するおそれがある場合にも適用いたします。

(3)には、対策の全体イメージを示しております。下線部を引いている太字、黒文字の大きなものが主な対策でございます。時の経過は左から右に流れる形で考えて

おりますが、左にありますように、事業所や大規模集客施設の屋内で災害にあった者とか、あるいは屋外で災害にあった人、これ、発災直後は一斉帰宅の抑制を行います。むやみに移動を開始しない呼びかけを行います。

そして、事業所等では、施設内の待機をして、従業員の安全の確保を図る。また、大規模集客施設、駅では、利用者の保護ということで、利用者の安全確保を図ります。ただし、そこから下に点線、赤線で引いておりますけども、その施設が被災して、施設内の待機が不可能な場合などは、一時退避場所、これは公園などのオープンスペースを想定していますが、そういったところへの避難。あるいは、右側にあります一時滞在施設、これは庁舎とか屋内施設を予定しておりますが、そういったところへの受け入れなどに流れるということも予定しております。

一方、下のほうの流れですけれども、屋外で災害に遭った人に対して、やはり一斉帰宅抑制を行いますけれども、その場合、ターミナル駅周辺の混乱防止を行う必要があります。ここでは、交通事業者や駅周辺の地域の関係の方、また、政令市などで構成いたします駅前滞留者対策協議会、ここにおいて、情報提供等の対応を行う。

さらに、右側にありますように、先ほどご紹介いたしました一時退避場所への退避へ誘導する。さらには、時間が経過しますと、一晩過ごすということも想定して、一時滞在施設での受け入れに流れていくということでもあります。

そして、発災直後から、あるいは混乱収拾時以降もそうですけれども、帰宅支援を行う必要がございます。徒歩帰宅者に対して、水、あるいはトイレ、あるいは情報提供する帰宅支援ステーションについては、発災直後から立ち上げ、混乱収拾期以降、大規模災害の場合は4日目以降と想定しておりますけど、その場合には、バスなどによる代替輸送の搬送、あるいは、通行可能な道路情報の提供などを行うという帰宅支援を行ってまいります。

今申し上げた内容につきまして、右側に（４）で各段階での対策として記述しておりますけれども、特に中ほどですけれども、発災時間帯別に企業等がとるべき行動と

示しているのが、本ガイドラインの特徴でもございます。

昨年6月18日、朝の7時58分に発生いたしました大阪府北部地震、この教訓を踏まえまして、発災時間帯に応じた行動ルールを示しています。箱の四角にありますように、出勤時間帯に発災した場合、原則、自宅待機を指示します。ただし、もう通勤途上で職場に近い場合には、職場などで安全確保を図る。一方、中ほどですが、就業時間帯の場合は、施設内の待機を指示する。さらに、右側ですけれども、帰宅時間帯に発災した場合は、原則、施設内で待機をするけれども、もう既に帰宅途上にあつて、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を図るというものでございます。

次のページをご覧ください。

④で、帰宅困難者等への情報提供の対応という表を設けております。これは、やはり帰宅困難者対策における情報提供の重要性を踏まえまして、項目を設けて整理したものでございます。それぞれの情報提供の主体別に、平常時と発災時において、このような情報を提供しようということを整理しております。

また、右側の⑤ですけれども、観光客等の扱いです。冒頭申し上げましたとおり、このガイドラインでは、観光客や、あるいはビジネス滞在者なども帰宅困難者に含めて取り扱うこととしておりまして、観光客の中でも外国人観光客につきましては、土地勘がないとか、あるいは日本語によるコミュニケーションが十分とれないという特性もございますので、特に本ガイドラインを補足するために、多言語による具体的な情報提供なども盛り込みました別冊を整理しております。

(5)ですけれども、帰宅困難者対策オペレーションマップ・タイムラインというのを予定しております。これは何かと申し上げますと、帰宅困難者対策の標準形といたしまして、平常時の取組に加えて、発災直後から時系列に各機関の役割、対応手順を整理しているもので、次のページから5枚にわたってお示しをしております。

最後に、今後のスケジュールですけれども、本日の協議をいただいた後、事業者、あるいは団体等も加わりました帰宅支援に関する協議会を8月から9月において開催

させていただきます。そこにおいて承認を得て、完成、公表という手はずで進めたいと思います。また、年末には、このガイドラインに基づく図上訓練の実施を予定しております。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 概略の説明ですので、ご審議いただくには大変恐縮なのですが、ご了解いただけましたら、先ほどの説明にもありましたように、民間事業者も含めた協議会で更に揉ましていただいて、それを経た後に決定したいと考えております。

進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

それでは、皆様のご了解を得たということにさせていただきます。

特に、我々が工夫したのがこのタイムラインです。時期別、主体別に、その時何を行うのかを整理しておりますので、この流れに沿えば、マニュアルどおりの成果を上げられるものと考えております。しかし、実際の作業で検証する必要がありますので、12月に、図上訓練も一度きちっとやっていこうと考えているものでございます。

それでは、報告事項に移らせていただきたいと思います。

最初に、G20大阪サミットに係る報告を山野副委員から。

○山野副委員 ありがとうございます。去る6月末、G20大阪サミットの開催に際しまして、皆様からは、人員派遣等さまざまな場面で多大なご支援をいただきました。この場をお借りし、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回の経験を生かしまして、大阪・関西の発展につなげてまいりたいと考えてございます。その成果をお手元の資料3にまとめさせていただきます。少し事務方からご説明させていただきます。

○事務局 お手元の資料3に基づきまして、順にご報告させていただきます。

1番、円滑な会議環境の確保につきましては、関係府県の皆様方におかれまして、開催及び規制に関する周知活動にご協力賜りました結果、交通総量50%の削減目標を達成いたしまして、6月27日から30日までの規制期間4日間集計で、マイナス51.2%と

いう結果に至りました。本当に大きなトラブルもなく開催ができましたことを、改めて御礼申し上げる次第でございます。

2番、サミットでの成果につきましては、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を各国と共有することなどができました。

3番、大阪・関西のおもてなし・魅力発信につきましては、協議会主催のレセプションを開催させていただきまして、25の国、国際機関の代表者等の参加によりまして、約350名の方にお越しいただき、大阪・関西の魅力を発信することができたというふうに考えてございます。

また、主会場でありますインテックス大阪内に設けさせていただきました魅力発信スペースにおきましては、次ページの2ページに記載させていただいておりますけれども、広域連合からもワールドマスターズゲーム2021関西や海洋プラスチックごみへの取り組みをご紹介いただき、延べ6,659名の方にご来場していただいたところでございます。

同じスペースにおきましては、2025大阪・関西万博パンフレットなどを入れましたプレスキット3,000セットを国内外のメディア関係者に配付させていただきました。

また、配偶者プログラムにおきましては、京都の東福寺や大阪府議会議場におきまして、文化行事や昼食会を開催させていただいたところでございます。

大阪・関西の食材等につきましては、2ページから4ページのほうに記載させていただいておりますけれども、国主催の総理夕食会、ワーキングランチ、プレスダイニング等、さまざまな機会に提供していただいたところでございます。

具体的な食材等は行事ごとに記載させていただいているところでございます。また、再掲になりますけれども、この資料3の後ろのところにA3の資料で、一覧表で、行事、府県ごとに資料を整理させていただいておりますので、また後ほどごらんいただけたらというふうに思っております。

4 ページになりますけれども、各国・機関の首脳及び配偶者への贈呈品につきましては、記載のとおりでございます。

また、外国メディアを対象といたしまして、大阪・関西の産業面をPRをするプレスツアーを協議会や国等におきまして開催させていただいたところでございます。

4、子ども・若者たちの参加につきましては、同じくインテックス大阪内の魅力発信スペースにおきまして、関西の大学から学生通訳ボランティアを36名ご参加いただきまして、通訳サポートとしてご活躍いただいたところでございます。

また、配偶者プログラムのシンポジウムにおきまして、和歌山の小学生や尼崎の中学生等が海の環境改善等につきまして、各国首脳の配偶者に対して発表していただいたところでございます。

最後になりますけれども、皆様方の格別のご高配、ご協力により、世界最高峰の会議を安全かつ安心して開催できる都市であることを世界にアピールすることができ、大阪・関西の魅力発信することができました。改めて御礼申し上げる次第でございます。今回の成功につきましては、ご協力いただきました皆様方のおかげというふうに考えてございます。本当にありがとうございました。

以上でございます。

○井戸広域連合長　　ありがとうございました。大きな成功の下でG20を終えたことは、我々も大変喜んでおります。事務局及び関係者の皆様のご努力に感謝を申し上げます。

何かご質問等ございますか。それでは、成功に終わったというご報告を承りました。どうもありがとうございました。

続きまして、ワールドマスターズゲームズの準備状況についてご報告申し上げます。

○事務局　　資料4をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、令和元年7月からの主な広報誘客活動についてご報告をいたします。

まず、台湾における広報誘客活動でございますが、我々の大会につきましては、海外から2万人の参加を目標としております。このうちアジアから5,000人、うち台湾からは500人を目標としており、台湾は重点地域と認識しております。

こうした中で、7月の中旬に台湾で、スポーツの関係部局を訪問いたしまして、広報誘客活動の協力依頼を実施してまいりました。

具体的には、台湾国内での様々な競技大会での大会PRやブース出展、ワールドマスターズゲームズの説明会の開催について、機会を提供いただけることとなりましたので、引き続き、台湾の各関係団体と連携を密にし、進めていきたいと考えております。

それから、今後、年度内に大会PRを実施する競技大会等を一覧でまとめておりますが、直近では、茨城国体、日本マスターズ岐阜大会、大阪城トライアスロンがございますので、中央競技団体や日本スポーツ協会とも連携を図りながら、しっかりとPRをしてまいりたいと考えております。

裏面をご覧ください。この7月26日から8月4日の間、イタリアのトリノでヨーロッパマスターズトリノ大会が開催されます。この大会で、関西大会への誘客活動と、大会準備の参考とするための視察を行ってまいります。

関西大会への海外からの誘客の主要な柱として、ワールドマスターズゲームズのリピーター層へのアプローチが重要と考えております。

ヨーロッパマスターズは、まさにこのリピーター層が多く参加する大会であり、また、過去大会の実績から、北米・南米などからも多くの選手が参加しており、ここで大会PRをすることで、幅広い誘客につながるものと考えております。

具体的な取組としては、PRブースの出展と、開会式前のパレードでのPR、選手や地域住民が集う拠点での映像放映等による大会PRを予定しております。

各実行委員会からも、大会視察や、関係競技箇所でのPRを予定されております。説明は以上でございます。

○井戸広域連合長 事務局や各府県実行委員会の皆様も、トリノ大会に見学及びPRに行かれると承知しています。ぜひ売り込んでいただきたいと思います。

国体の入場式では、横断幕を持って入場するのですか。一昨年か一昨昨年には、兵庫県チームでそれをやらせてもらいましたが、どうするかですね。

○事務局 9月にありますので、茨城県にも相談して検討いたします。

○井戸広域連合長 各府県みんながやるとかなり目立つのですが、次の大会があるから、ちょっと相談させていただいたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、歴史文化遺産フォーラムの開催について、西脇委員お願いします。

○西脇委員 歴史文化遺産フォーラムの開催についてご報告いたします。資料5をご覧くださいと思います。

この度、世界遺産に百舌鳥・古市古墳群が登録されましたので、まずはそれを心から嬉しく思いますし、関西広域連合では、関西プレゼンツ「世界文化遺産」等発信事業の一環として、このフォーラムを開催しております。本年度は、この世界文化遺産登録を記念して、百舌鳥・古市古墳群を題材として、「文化財の保存と活用」、「情報発信」、「文化資源とまちづくりとの関わり」などの論点を掘り下げるフォーラムを開催したいと考えております。

今回は6回目ということになりまして、歴史街道推進協議会、そして、一昨年度からは文化庁地域文化創生本部を加えた3者で共催をしております。9月28日土曜日に開催いたしまして、会場は堺市の総合福祉会館でございます。講演、実演、ディスカッションの3部構成によって開催する予定でございます。なるべく多くの方にご参加いただけますように広報等を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

これは、講談が今回の実演ということで、小南陵さんのほうで古墳を題材としたものを今構想中と聞いております。

○井戸広域連合長 大変時機を得た試みです。よろしく願いいたします。

最後に、8月の定例会の開催について、事務局から説明します。

○事務局 例年8月定例会は、構成府県市の議場をお借りして開催しておりますが、今回は8月29日、堺市議会本会議場にて、午後1時から開催いたします。主な内容は、議案の決算認定、8月補正のほか、一般質問を予定しております。

以上でございます。

○井戸広域連合長 各委員に答弁の機会が確保されるような運営が望ましいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、予定しておりました項目は終了となりますが、豚コレラ対策について、防災局長から追加の報告をさせていただきます。

○事務局 恐れ入ります。豚コレラに関しましては、昨年9月に岐阜県で発症して以来、国内で26年ぶりということでしたが、その後、岐阜県、愛知県を中心に続発しておりました。ご案内のとおり、昨日の17時に、連携県であります三重県のいなべ市養豚場におきまして、豚コレラの疑似患畜が確認をされたという次第でございます。

関西広域連合といたしましては、即座に警戒本部というふうな体制を構築いたしました。それに先立ちまして、この疑似患畜の可能性があるというふうなことの情報がありましたので、その前日の23日の16時から、構成団体の連絡会議をテレビ会議の形で開催をさせていただきまして、三重県の状況や、その後の対応についての情報共有と対応の確認をさせていただいた次第でございます。

実は、先ほど申し上げたとおり、豚コレラがなかなか収束しないという中で、関西広域連合の対応につきましても連合長とも相談いたしまして、フェーズに応じた豚コレラ対応を考えようというふうなことで整理をいたしました。

フェーズと申しますのは、関西広域連合の構成県、あるいは連携県で発生した場合の対応、あるいは当該県の隣接県で発生した場合の対応、そして、まさに当該県で発生した場合の対応というふうなことで3フェーズに割って、これにつきましては、野生イノシシの対応と、また養豚場における豚、それらの対応と分けて整理をしております。

ます。当該府県、それから、その発生府県、そして市町の対応、そして関西広域連合の対応、国の対応というふうなことをマトリックスにして整理したものでございます。

今回の事案につきましては、まさに構成県、あるいは連携県で発生した第1フェーズということですので、先ほど申し上げたとおり、警戒本部を設置し、情報共有をすることですけれども、今後、状況の変化に応じまして対策本部に移行し、例えば、今回の例ですと、三重県からの要請に応じて相互応援をしようというふうになった場合には、防疫資材であるとか、あるいは、家畜防疫員以外の作業従事者の応援というふうなことも想定しておりますし、広域拠点における消毒の徹底、あるいは風評被害対策、こういったことも想定しているところでございます。

以上でございます。

○井戸広域連合長　三重で陽性が確認されました。3,000頭以上の養豚場なので、そこへの対応でこれから応援等が必要になるかもしれません。その時には、ご協力をぜひお願いしたいと思います。

加えて、各養豚場での個別対策とともに、蔓延防止対策をしっかりとやっていかなければなりません。その辺は既に情報共有を図り、行動項目も整理して既に確認済みですが、さらなる徹底を図られるように、委員の皆様にもご留意賜れたらありがたいと思います。

特にご発言等ありますか。なければ、関西広域連合もしっかり対処していくということで、よろしくお願いいたします。

以上で、第107回の連合委員会、閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局　報道関係の皆さんからご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。挙手の上、社名、お名前をお願いいたします。

○産経新聞社　井上氏　産経新聞の井上です。

帰宅困難者の対策ガイドラインの関係で伺いたいのですけれども、同じようなガイ

ドラインについて、例えば大阪府さんでしたら、去年9月にガイドラインを改定して、発生時間帯を通勤時間帯と、就業時間帯、帰宅時間帯の3パターンに分けて、企業や事業所がとるべきルール等を示しているのですけれども、この関西広域連合のガイドラインと各自治体がつくっているガイドライン、あるいはルールとのすみ分けは、どのように図っていくのでしょうか。

○事務局　今、ご紹介いただきましたように、大阪府が改定したガイドラインは、まさに昨年大阪府北部地震を踏まえて、有識者による検討委員会の結果を踏まえて改定されたものでございます。

関西広域連合としては、まさに構成府県である大阪府の取組を一緒になって検討しておりましたので、その内容を関西広域連合の先ほどご紹介しましたガイドラインなんか盛り込ませていただいたというふうなことでございます。

すみ分けというよりも、その中に必要なものを取り込む、最大公約数的なものを関西広域連合の指針として総合的な方針として示しているもので、これをそれぞれの府県市の特徴、地域性に合わせて具体化していく、オリジナル性を持たせていただいて、具体の対応に当たっていただくというふうな関係であるというふうに認識しております。

○産経新聞社　井上氏　ありがとうございました。

○事務局　次、お願いします。

○読売新聞社　大槻氏　読売新聞の大槻と申します。

井戸連合長にお伺いしたいのですけれども、冒頭で、京アニの火災の件で、国にガソリン購入時の身元確認の義務づけなどを要望していきたいとおっしゃっておられましたけれども、具体的に、いつごろ、どれぐらいのレベルで要望を行いたいとお考えでしょうか。

○井戸広域連合長　できるだけ早く、京都府、京都市とも相談し、項目を整理した上で、まとめ次第ということにしたいと思っています。できれば事務的には、原案

作成は今日中ぐらい、明日には相談ができるような対応をして、週明けには広域連合として国に要請できるようにしたいと思っています。

○読売新聞社 大槻氏 内容としては、法律の制定というか、今、消防法令で購入時の個人確認の義務化が定められていないのですけれども、それを定めるような、方向性としてはそういった方向でしょうか。

○井戸広域連合長 そこが1つのポイントだと思っています。

○読売新聞社 大槻氏 今のところ、それも入れてほしいという方向性で要望すると。

○井戸広域連合長 まだほかにもお願いしなきゃいけないことがあるかもしれませんが、今、直ちに私などが承知しているのは、その点の法的な欠缺を指摘していきたいと思っています。

○事務局 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

では、以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 12時00分